

鳥取赤十字病院 医師奨学金貸与規程

（目的）

第1条 この規程は、鳥取赤十字病院（以下「当院」という。）において優秀な人材を確保するため、卒業後直ちに、医師として当院で勤務を希望する学生を選抜の上、奨学金を貸与し、修学を支援することを目的とする。

（貸与者の要件）

第2条 次のすべての要件を満たすものを対象とする。

- （ア）大学の医学を履修する課程（自治医科大学・産業医科大学除く）に在学するもの
- （イ）鳥取赤十字病院で初期臨床研修を行う意思のあるもの

（奨学金の貸与者の人数）

第3条 奨学金の被貸与者（以下「奨学生」という。）は、医学部1年生～6年生を対象とし、年2名程度を上限とする。

（貸与金額及び期間）

第4条 奨学金の貸与金額及び期間は、次のとおりとする。

- （ア）奨学金貸与金額は、月額として220,000円とする。
- （イ）貸与期間は、正規の修学期間を限度とし、貸与決定の翌月から卒業する月までとする。

（奨学金の返還免除）

第5条 下記の条件を満たしたものは奨学金の返済を全額免除することができる

- （ア）初期臨床研修を当院で行うこと
- （イ）初期研修修了後、貸与期間から1年を引いた期間を鳥取赤十字病院で勤務すること。

（奨学金の返還猶予）

第6条 奨学金の貸与期間満了後で、次の事由に該当する期間は奨学金の返済を猶予する。

- （ア）貸与期間満了後も引き続き大学に在学していること（正規の履修期間に1年を加えた期間を最大とする）
- （イ）大学卒業時に医師免許の取得ができなかったが、引き続き医師免許の取得を目指す意思のある被貸与者で、大学卒業後1年を経過していないとき。
- （ウ）災害、疾病その他やむを得ない事由により奨学金を返還することが困難な場合として、院長が特に認めるとき。

(貸与の申請)

第7条 奨学金の貸与を受けようとする学生は、期限内に次の書類を当院に提出するものとする。なお、募集は随時行う。

- (ア) 医師奨学金願書 (様式第1号)
- (イ) 大学の学部及び学年が記載された在学証明書
- (ウ) 連帯保証人の所得証明書
- (エ) 連帯保証人の印鑑登録証明書

(奨学生の決定)

第8条 院長は、指名する職員とともに、書類審査および面接により選考を行い、奨学生を決定する。なお、面接は随時行う。

(奨学生決定後の提出書類)

第9条 奨学生は、下記の書類をすみやかに院長へ提出しなければならない。

- (ア) 誓約書 (様式第2号)
- (イ) 本人の住民票の写し
- (ウ) 奨学金振込依頼書 (様式第3号)

(貸与方法)

第10条 貸与方法は、本人名義の口座へ年3回4ヵ月分ずつ(4月、8月、12月)振り込むものとする。なお、初回貸与は貸与決定の翌月に、次回振り込み予定月までの月数分を振り込みものとする。

- 2 奨学生は奨学金が指定の口座に振り込まれたときは、その都度速やかに受領書(様式第4号)を提出するものとする。

(面談の実施)

第11条 奨学生は、年1回以上来院し、面談を受けなければならない。

(異動等の届出)

第12条 奨学生は、次のいずれかに該当するときは、直ちに院長へ届出をしなければならない。

- (ア) 休学、転学、又は退学したとき。
- (イ) 本人又は連帯保証人の氏名、住所、その他重要な事項に異動があったとき。
- (ウ) 留年、停学、その他処分を受けたとき。

(奨学金の休止)

第13条 奨学生が、休学又は停学の処分を受けたときは、処分のあった月の翌月から復学した月の分まで奨学金貸与を休止し、該当期間は奨学金を貸与しないものとする。

(奨学金の取消)

第14条 奨学生が次の各号に該当すると認められたときは、奨学金の貸与を取り消すものとする。

- (ア) 成業の見込みのないとき、若しくは卒業ができないとき。
- (イ) 学業成績又は品行が不良となったとき。
- (ウ) 退学したとき。

(連帯保証人)

第15条 奨学金の貸与を受けようとする学生は、連帯保証人を1人たてなければならない。

- (ア) 連帯保証人は、父母または父母以外の独立の生計を営んでいる者とする。
- (イ) 連帯保証人は、本規程に基づき、奨学生が担う一切の金銭債務を連帯保証する。

(奨学金の返還)

第16条 奨学生は次のいずれかに該当する場合は、該当月の翌月から24か月以内に返還しなければならない。

- (ア) 奨学生が就学途中で奨学金貸与を辞退したもの
 - (イ) 奨学金の貸与が取り消しとなったもの
 - (ウ) 当院で初期臨床研修を行わなかったもの
 - (エ) 所定の返済免除期間を当院で勤務しなかったもの
- 2 返還金は貸与期間から返済免除期間を差し引いた貸与全金額とする。
 - 3 返還にあたっては、次の書類を連帯保証人と連署のうえ院長へ提出する。
 - (ア) 奨学金借用証書(様式第5号)
 - (イ) 奨学金返還計画書(様式第6号)
 - 4 奨学金の貸与に対し、利子は課さない。ただし、定められた返済が遅滞したときは、延滞利息(法定利息)を課すものとする。延滞利息は別に定める。

(その他)

第17条 本規程に定められた事項で疑義を生じたとき、また規程に定めのない事項が生じたときは、院長と協議の上決定する。

附 則

平成30年2月1日施行

令和 元年5月1日一部改正